

## 改訂版エコアクション21認証・登録制度：運用の仕組み（案）

観点別に配列		
1. EA21 運用にあたっての原則 2. EA21 運用に関わる各主体の役割 3. 各主体の要件 3.1. 中央事務局 3.2. 地域事務局 3.3. 審査人 4. 各主体の要件適合確認 4.1. 中央事務局 4.2. 地域事務局 4.3. 審査人 5. 各主体の権限 5.1. 中央事務局 5.2. 地域事務局 5.3. 審査人	6. 各主体の責任 6.1. 中央事務局 6.2. 地域事務局 6.3. 審査人 7. 普及促進活動 7.1. 中央事務局 7.2. 地域事務局 7.3. 審査人 8. 機密の保持 8.1. 中央事務局 8.2. 地域事務局 8.3. 審査人 9. 報告及び承認 9.1. 中央事務局 9.2. 地域事務局 9.3. 審査人 10. 意思決定機関による審議及び決定 10.1. 中央事務局	11. 運営諮問委員会の設置 11.1. 中央事務局 12. 判定委員会の設置及び諮問 12.1. 中央事務局 13. 情報の公開 13.1. 中央事務局 14. 適切な経理処理 14.1. 中央事務局 15. 文書の管理 15.1. 中央事務局 16. 異議申立て及び 苦情対応等 16.1. 中央事務局

【凡例】 下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書 (例：規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		

骨子 原則	エコアクション2.1 認証・登録制度（以下、「本制度」と言う。）の運営に関わる各主体の原則 ・公平性（公正性？） ・客観性 ・信頼性 ・持続性 ・効率性（→ガイドライン全体が固まった後で見直し）			—	—
案 ① 原則	エコアクション2.1 認証・登録制度（以下、「本制度」と言う。）の運営に関わる各主体は、以下の原則に基づき、公正に本制度を運営しなければならない。 a) 公平性：客観性があること。すなわち、利害抵触がないか、又は事後の活動に悪影響を及ぼすことがないよう、利害抵触が解決されていること。 b) 継続性：将来にわたって活動を持続するという前提が成立していること。 c) 効率性：活動の目的を達成するために、時間、人員、費用等の資源が合理的に配分され使用されていること。 d) 信頼性：公平性、継続性、効率性の原則を満たし、期待される役割を果たすことのできる能力を有し、かつ、有していると認識されていること。			【審議事項】 1. 「①原則」をガイドラインに入れるか検討（→入れることになった。）  【確認事項】 1. 原則「信頼性」を最後に移動 2. 原則の定義について「資料6」にて整理	—
骨子 ② 役割	図表で明示			—	—
案 ② 役割	【図示する】			【審議事項】 1. 別紙（イメージ図（資料4））	—

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ③ 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織形態に係る要件</li> <li>・営利目的でない法人(8)</li> <li>・反社会的勢力の排除</li> <li>・健全な財務体制(19)</li> <li>・業務及び財務に係る書類の整備(19)</li> <li>■ 運営能力に係る要件</li> <li>・「⑩ 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる理事会等による重要な事項等に関する適切な審議・報告・及び決定(40)</li> <li>・「⑪ 運営委員会の設置及び諮問」過半数の第三者により構成される運営委員会の設置と諮問(41, 74)</li> <li>・「⑫ 判定委員会の設置及び諮問」第三者の参画した判定委員会の設置と認証登録の可否の判定(42)</li> <li>・力量等に応じた地域事務局の承認・登録(力量向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・監査等を含む)(49, 53, 69)</li> <li>・力量等に応じた審査人の要員認証・登録(力量向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・評価等を含む)(46, 47, 53, 77)</li> <li>・事業者のEA21 認証・登録</li> <li>・規程類の策定(12)</li> <li>・「⑮ 文書の管理」に掲げる文書の管理</li> <li>・「⑯ 情報の公開」に掲げる情報の公開(58)</li> <li>・「⑰ 機密の保持」に掲げる機密の保持(14)</li> <li>・「⑱ 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情処理等(15, 64)</li> <li>・「⑲ 報告及び承認」に掲げる環境省への報告(18)</li> <li>・「㉑ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動(17)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織形態に係る要件</li> <li>・営利目的でない法人</li> <li>・反社会的勢力の排除</li> <li>■ 運営・力量に係る要件</li> <li>・公正な運営(54)</li> <li>・中央事務局より委任された業務を適切に実施</li> <li>・地域等と連携した EA21 の普及促進活動を適切に実施(81)</li> <li>■ その他</li> <li>・その他、中央事務局が必要と認めた要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資質・力量に係る要件</li> <li>・職業的専門家としての公正不偏の態度の保持(90)</li> <li>・環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な専門知識と経験(87, 89)</li> <li>・受審事業者、中央事務局、地域事務局、他の審査人との間での適切なコミュニケーション能力(91)</li> <li>・職業的専門家としての継続的な力量向上(91)</li> <li>・中央事務局、地域事務局と連携したEA21 の普及促進活動を適切に実施できる力量</li> <li>その他、中央事務局が必要と認めた要件</li> </ul>	-	-
案 ③ 要件	<p>中央事務局は、以下の組織に係る要件を満たし、運営能力に係る要件についてはそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織形態に係る要件</li> <li>a) 営利目的でない法人(8)</li> <li>b) 反社会的勢力を排除</li> <li>c) 健全な財務体制(19)</li> <li>d) 業務及び財務に係る書類の整備(19)</li> <li>■ 運営能力に係る要件</li> <li>・公正な運営に係る e)~g)の要件</li> <li>e) 「⑩ 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる本制度の運営に関する重要な事項等に関する適切な審議及び決定を行うことができる、組織の意思決定機関(例:理事会等)の設置(40)</li> <li>f) 「⑪ 運営諮問委員会の設置」に掲げる過半数の第三者により構成される運営諮問委員会の設置と諮問(41, 74)</li> <li>g) 「⑫ 判定委員会の設置」に掲げる過半数の第三者により構成される判定委員会の設置と認証登録の可否の判定(42)</li> <li>・その他の運営能力に係る要件</li> <li>h) 運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録(運営能力向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・監査等を含む)(49, 53, 69)</li> <li>i) 力量等に応じた審査人の要員認証・登録(力量向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・評価等を含む)(46, 47, 53, 77)</li> <li>j) 事業者のエコアクション2.1 認証・登録</li> <li>k) 規程等の策定、改訂及び廃止(12)</li> <li>l) 「⑮ 文書の管理」に掲げる文書の管理</li> <li>m) 「⑯ 情報の公開」に掲げる情報の公開(58)</li> <li>n) 「⑰ 機密の保持」に掲げる機密の保持(14)</li> <li>o) 「⑱ 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情対応等(15, 64)</li> <li>p) 「⑲ 報告及び承認」に掲げる環境省への報告(18)</li> <li>q) 「㉑ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動(17)</li> </ul>	<p>地域事務局は、以下の組織に係る要件を満たし、運営能力に係る要件についてはそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織形態に係る要件</li> <li>a) 営利目的でない法人</li> <li>b) 反社会的勢力の排除</li> <li>c) 健全な財務体制</li> <li>d) 業務及び財務に係る書類の整備</li> <li>■ 運営能力に係る要件</li> <li>e) 公正な運営</li> <li>f) 「㉑ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動その他の中央事務局より委任された業務の適切な実施</li> <li>g) その他、中央事務局が必要と認めた要件</li> </ul>	<p>審査人は、以下の力量等に係る要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 職業的専門家としての公正不偏の態度の保持(90)</li> <li>b) 環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な専門知識と経験(87, 89)</li> <li>c) 受審事業者、中央事務局、地域事務局、及び他の審査人との間での適切なコミュニケーション能力(91)</li> <li>d) 職業的専門家としての継続的な力量向上(91)</li> <li>e) 「㉑ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努める</li> <li>f) その他、中央事務局が必要と認めた要件</li> </ul>	<p>【審議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「審査人」という名称を要検討 - 例:「審査員」、「支援・審査員」、「審査人(ママ)」</li> <li>2. 「運営委員会」という名称を要検討 - 例:「運営・公平性委員会」、「監査委員会」、「運営委員会(ママ)」、「運営諮問委員会」</li> <li>3. 本制度の運営に係る最初の組織的要件では、本体監査への対応のみとなる。この点で、運営組織本体への監査(=健全な財務体制)を組織的要件とする</li> </ol> <p>【確認事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「苦情処理」を「苦情対応」に変更</li> <li>2. 運営能力に係る要件について、「環境省への報告のみとする(「承認を得る」ことは当該要件では記載しない)」</li> <li>3. 審査人の要件を「力量等に係る要件」として整理</li> <li>4. 「組織形態に係る要件」を「組織に係る要件」に変更</li> <li>5. 組織に係る要件は「満たさなければならない」、「運営能力に係る要件」は「それを適切に遂行する能力が認められなければならない」と記述</li> </ol>	-

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ④ 要件 適合 確認	<p>中央事務局は、以下に従い、環境省にエコアクション2.1の名称及びエコアクション2.1ロゴマーク（「以下、エコアクション2.1の名称等」とする。）の使用許諾を求める（29, 128）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過半数の第三者による運営委員会を設置し、その構成員の選任案を環境省に提示し、承認を受ける</li> <li>要件適合を受けるための文書として以下を提出すること。（29, 128）</li> <li>定款または寄附行為、役員名簿、（社団法人の場合）社員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録（21-28）</li> <li>③の要件に適合すること（若しくは要件に適合するための措置内容）を証する文書、本制度の実施に係る中期的な事業計画書、下記事項を記載した誓約書（エコアクション2.1ガイドラインを順守して本制度を運営すること、本制度の運営により生じた一切の責任を負うこと、環境経営システムの普及に積極的に取り組むこと）（30-35）</li> <li>提出、確認後エコアクション2.1の名称等の使用許諾を求め、許諾を得る（29, 128）</li> </ul> <p>運営に関する重大な支障があると環境省が認めた場合には、環境省が中央事務局に対して業務改善指導、エコアクション2.1の名称等の使用許諾停止、使用許諾取消、及びエコアクション2.1の関係者（例：審査人、地域事務局）からの意見聴取等を行うことができる</p>	<p>中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件にて承認（49）</p>	<p>中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件にて要員認証（86）</p>	-	-
案 ④ 要件 適合 確認	<p>中央事務局は、以下の要件適合確認手順に従い、エコアクション2.1の名称及びエコアクション2.1ロゴマーク（以下、「エコアクション2.1の名称等」と言う）の使用許諾を求め、環境省より使用許諾を得なければならない。（29, 128）</p> <p>a) 過半数の第三者により構成される運営諮問委員会を設置し、その構成員の選任案を環境省に提示し、承認を得なければならない。</p> <p>b) 要件適合を受けるための文書として以下を提出しなければならない。（29, 128）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款又は寄附行為、役員名簿、（社団法人の場合）社員名簿</li> <li>事業報告書</li> <li>独立した第三者による監査済みの財務諸表等 <ul style="list-style-type: none"> <li>収支計算書</li> <li>正味財産増減計算書</li> <li>貸借対照表</li> <li>財産目録（21-28）</li> </ul> </li> <li>③の要件に適合すること（若しくは要件に適合するための措置内容）を証する文書</li> <li>本制度の実施に係る中期的な事業計画書</li> <li>下記事項を記載した誓約書（エコアクション2.1ガイドラインを順守して本制度を運営すること、本制度の運営により生じた一切の責任を負うこと、環境経営システムの普及に積極的に取り組むこと）（30-35）</li> </ul> <p>なお、運営に関する支障等があると環境省が認めた場合には、必要に応じて環境省が中央事務局に対して業務改善指導、エコアクション2.1の名称等の使用許諾停止、使用許諾取消、及びエコアクション2.1の関係者（例：事業者、地域事務局、審査人）からの意見聴取等を行う。</p>	<p>地域事務局は、中央事務局が策定した運営能力等に基づく適合要件に基づき、中央事務局から承認を得なければならない。（49）</p>	<p>審査人は、中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件に基づき、中央事務局から要員認証を得なければならない。（86）</p>	<p>【確認事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「～なければならない」にて表記</li> <li>ここでの財務諸表等の範囲は組織全体として整理</li> <li>「寄付行為」を削除</li> <li>運営に重大な支障がある場合の環境省による使用許諾停止等の措置については「行う」にて表記</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央事務局は名称及びロゴ使用に関する規程を策定（129）</li> <li>中央事務局は地域事務局及び審査人の要件適合に関する規程を策定（12）</li> </ul>

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑤ 権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者のEA21 認証・登録、取消等 (48)</li> <li>・事業者のEA21 認証・登録に係る判定委員会の運営(48)</li> <li>●力量等に応じた要件に基づく地域事務局の承認・登録、取消 (段階的取扱を設けることができる)</li> <li>●中央事務局業務の一部を地域事務局に委託 (49, 68)</li> <li>●中央事務局の機能の一部を担う出先機関の設置</li> <li>●力量等に応じた要件に基づく審査人の要員認証・登録、取消等 (45, 67) (能力に応じて区分を設けることができる)</li> <li>・審査人の評価、審査を担当する審査人の選任、事業者への派遣</li> <li>●名称等使用に係る管理規程の作成 (129)</li> <li>●認証・登録料及び審査費用の設定・収受(126)</li> <li>●業種別ガイドライン (案) の策定 (105)</li> <li>●規程類の策定 (12)</li> </ul> <p>* 「・」の項目は中央事務局が地域事務局にその一部を委託できる業務、それ以外の項目 (●) は委託することのできない業務</p>	<p>地域事務局は、中央事務局から要件に応じて委託された業務を実施する権限を有する (50)</p>	<p>中央事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション2.1ガイドラインへの適合性の審査 (76, 94)</p>	-	-
案 ⑤ 権限	<p>中央事務局は、以下の権限を有する。ただし、a)~i) に定める権限に関しては、中央事務局は地域事務局に委任してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 事業者のエコアクション2.1 認証・登録、取消等 (48)</li> <li>b) 運営能力等に応じた要件区分に基づく地域事務局の承認・登録(段階的取扱を含む)、取消等</li> <li>c) 力量等に応じた要件区分に基づく審査人の要員認証・登録(段階的区分を含む)、取消等(45, 67)</li> <li>d) 名称等使用に係る管理規程の作成 認証・登録料及び審査費用の設定・収受 (126)</li> <li>e) 業種別等ガイドライン (案) の策定 (105)</li> <li>f) 本制度の運営の基準、手続き等を定める規程等の策定・改訂・廃止 (12)</li> <li>g) 中央事務局の機能の一部を担う出先機関の設置</li> <li>h) 中央事務局の業務の一部の地域事務局への委任 (49, 68)</li> <li>i) 地域事務局の教育・指導・監督・監査等</li> <li>j) 審査人の選任・解任・事業者への派遣</li> <li>k) 審査人の評価・教育・指導・監督等</li> <li>l) 事業者のエコアクション2.1 認証・登録に係る判定委員会の運営</li> </ul>	<p>地域事務局は、中央事務局から要件に応じて委任された業務を実施する権限を有する。(50)</p>	<p>審査人は、中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション2.1ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する支援を実施する権限を有する。(76, 94)</p>	<p>【確認事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「能力に応じて区分を設けることができる」は「運営能力/力量等に応じた要件区分に基づく」として段階的要素として組み込んだ</li> <li>2. 「権限を有する」にて表記</li> <li>3. 「規程類」を「規程等」で統一</li> <li>4. 規程等の「改訂及び廃止」を追加</li> <li>5. 「業種別ガイドライン」を「業種別等ガイドライン」に変更</li> <li>6. 「審査人の評価、審査を担当する審査人の選任」を「審査人の評価、選任」に改めた</li> <li>7. 審査人の責任に含まれる「事業者の環境への取組に関する支援」を審査人の権限に追加</li> </ol>	<p>中央事務局が地域事務局を承認及び審査人を要員認証する際の規程に、基礎・普通・中核及び審査人補・審査人・指導審査人等の差異化を盛り込む(区分化の内容については例示)</p>

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑥ 責任	<p>中央事務局は、本制度の運営・普及促進に係る一切の責任を負う 具体的な責任として、以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正透明な組織体制の構築及び本ガイドラインに定める原則に基づく本制度の運営(40-43, 58-60)</li> <li>・本制度の運営に必要な資源(例:人的・物理的・金銭的)の確保</li> <li>・「⑩ 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる組織の意思決定機関(例:理事会等)による本制度の運営に関する重要な事項*等に関する適切な審議及び決定(40)</li> <li>・「④ 運営委員会の設置及び諮問」過半数の第三者により構成される運営委員会の設置と諮問(41, 74)</li> <li>・「⑫ 判定委員会の設置及び諮問」過半数の第三者により構成される判定委員会の設置と認証登録の可否の判定(42)</li> <li>・力量等に応じた要件に基づく地域事務局の承認(力量維持・向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・監査等を含む)(49, 53, 69)</li> <li>・力量等に応じた要件に基づく審査人の要員認証(力量維持・向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・評価等を含む)(46, 47, 53, 77)</li> <li>・事業者のEA21認証・登録</li> <li>・事業者の環境への取組に関する支援及び普及促進(95)</li> <li>・規程類の策定(12)</li> <li>・「⑮ 文書の管理」に掲げる文書の管理</li> <li>・「⑬ 情報の公開」に掲げる情報の公開(58)</li> <li>・「⑧ 機密の保持」に掲げる機密の保持(14)</li> <li>・「⑯ 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情処理等(15, 64)</li> <li>・「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動(17)</li> <li>・財務安定性の確保(19)</li> <li>「⑨ 報告及び承認」に掲げる環境省への報告(18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央事務局が策定した規程類の順守</li> <li>・中央事務局が行う指示への順守及び報告</li> <li>・事業者の環境への取組に関する支援(95)</li> <li>・審査人の力量維持・向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・評価等</li> <li>・「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央事務局が策定した規程類の順守</li> <li>・中央事務局が行う指示への順守及び報告</li> <li>・事業者の環境への取組に関する支援(95)</li> <li>・中央事務局の実施する研修の受講等(96)</li> <li>・「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動</li> </ul>	-	-
案 ⑥ 責任	<p>中央事務局は、本制度の運営・普及促進に係る一切の責任を負う。 具体的な点として、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインに定める原則に基づく本制度の運営(40-43, 58-60)</li> <li>本制度の運営に必要な資源(例:人的・物理的・金銭的)の確保及び効率的な活用</li> <li>「⑩ 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる組織の意思決定機関(例:理事会等)による本制度の運営に関する重要な事項*等に関する適切な審議及び決定(40)</li> <li>「④ 運営諮問委員会の設置」に掲げる過半数の第三者により構成される運営諮問委員会の設置と諮問(41, 74)</li> <li>「⑫ 判定委員会の設置及び諮問」に掲げる過半数の第三者により構成される判定委員会の設置と認証登録の可否の判定(42)</li> <li>運営能力等に応じた要件に基づく地域事務局の承認(運営能力維持・向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・監査等を含む)(49, 53, 69)</li> <li>力量等に応じた要件に基づく審査人の要員認証(力量維持・向上、公平性及び中立性確保のための教育・指導・監督・評価等を含む)(46, 47, 53, 77)</li> <li>事業者のエコアクション2.1認証・登録</li> <li>事業者の環境への取組に関する支援及び普及促進(95)</li> <li>規程等の策定、改訂及び廃止(12)</li> <li>「⑮ 文書の管理」に掲げる文書の管理</li> <li>「⑬ 情報の公開」に掲げる情報の公開(58)</li> <li>「⑧ 機密の保持」に掲げる機密の保持(14)</li> <li>「⑯ 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情対応等(15, 64)</li> <li>「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動(17)</li> <li>財務安定性の確保(19)</li> <li>本制度に係る財務諸表への独立した第三者による会計監査の実施</li> <li>「⑨ 報告及び承認」に掲げる環境省への報告(18)</li> </ol>	<p>地域事務局は、以下の責任を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中央事務局が策定した規程等の順守</li> <li>中央事務局が行う指示の順守及び報告</li> <li>事業者の環境への取組に関する支援(95)</li> <li>「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動</li> </ol>	<p>審査人は、以下の責任を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中央事務局が策定した規程等の順守</li> <li>中央事務局が行う指示の順守及び報告</li> <li>事業者の環境への取組に関する支援(95)</li> <li>中央事務局及び地域事務局の実施する研修の受講等(96)</li> </ol> <p>また、審査人は「⑦ 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努める。</p>	<p>【審議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原則「効率性」を鑑み、「効率的な活用」を追加</li> </ol> <p>【確認事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「普及促進」は、要件と責任両方に含む。</li> <li>中央事務局の責任に「本制度に係る財務諸表への独立した第三者による会計監査の実施」を追加</li> <li>地域事務局の責任として審査人の教育が含まれるため、審査人の責任の「中央事務局の実施する研修の受講等」に、「地域事務局」を追加</li> <li>審査人の普及促進活動は、努力義務として責任に入れる。</li> </ol>	<p>地域事務局に対する業務監査及び事業者の環境への取組に関する支援に関する規程類を中央事務局が策定</p>

【凡例】 下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書 (例：規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑦ 普及促進 活動	普及促進活動として、以下を実施 ・地域と連携した活動 (11, 51) ・バリューチェーンにおける環境負荷の低減を目的とした活動 ・EA21 に取り組む事業者の環境活動レポート及び <u>成果等の情報発信等</u> (70) その他、本制度の普及促進のために必要な活動	普及促進活動として、以下を実施 ・地域と連携した活動 (51, 80) その他、中央事務局及び審査人等と連携した、 本制度の普及促進のために必要な活動 (50, 51)	普及促進活動として、以下を実施 ・ <u>地域と連携した活動</u> その他、中央事務局及び地域事務局と連携した、 <u>本制度の普及促進のために必要な活動</u>	—	—
案 ⑦ 普及促進 活動	中央事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければならない。 a) 地域と連携した活動 (11, 51) b) バリューチェーンにおける環境負荷の低減を目的とした活動 c) エコアクション2.1 に取り組む事業者の環境活動レポート及び <u>成果等の情報発信等</u> (70) d) その他、本制度の普及促進のために必要な活動	地域事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければならない。 a) 地域と連携した活動 (51, 80) b) その他、中央事務局及び審査人等と連携した、本制度の普及促進のために必要な活動 (50, 51)	審査人は、本制度の普及促進のために、以下の活動の実施に努める。 a) 地域と連携した活動 b) その他、中央事務局及び地域事務局と連携した、本制度の普及促進のために必要な活動	—	—
骨子 ⑧ 機密の 保持	本制度に関する活動の実施の過程で得られた機密情報を適切に管理する体制を構築し、中央事務局内部、地域事務局及び審査人にて機密情報の漏洩または不適切な利用を防止しなければならない。(14, 62)	中央事務局が策定した規程類の順守	中央事務局が策定した規程類の順守	—	—
案 ⑧ 機密の 保持	中央事務局は、本制度に関する活動の実施の過程で得られた機密情報を適切に管理する体制を構築し、 <u>中央事務局内部、地域事務局及び審査人にて</u> 機密情報の漏洩または不適切な利用を防止しなければならない。(14, 62)	地域事務局は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を順守しなければならない。	審査人は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を順守しなければならない。	【確認事項】 1. 「中央事務局内部、地域事務局及び審査人にて」を削除 2. 事業者の環境活動レポートに記載されていない「個別の二酸化炭素等の情報の機密保持」は、当該項目にて担保	—

【凡例】下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例：規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑨ 報告及び承認	中央事務局は、環境省に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、定期（年1回以上）又は環境省の求めるときに、以下の項目を報告しなければならない。(18, 60) a) 事業の概況及び財務状況及び組織全体の財務諸表 (18, 60) b) 本制度の中期的な事業計画 (31)及びその進捗状況 (31, 73) c) 本制度に係る独立した第三者による会計監査結果 d) 運営委員会に報告され、審議された重要事項及び審議の結果 (60) e) その他、環境省が報告を必要と判断したもの また、本制度について、重要な変更が生じた又は生じる場合、あるいは環境省から求めがあった場合には、遅滞なく環境省に報告しなければならない。(36) なお、以下の事項は環境省の承認を受けなければならない。 ・運営委員会構成員の選任案	地域事務局は、中央事務局に対して、定期（年1回以上）又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報告を必要と判断した項目を報告しなければならない。 また、本制度の運用に係る重要な変更が生じたまたは生じる場合、又は中央事務局から求めがあった場合には、遅滞なく中央事務局に報告しなければならない。	審査人は、中央事務局に対して、定期（年1回以上）又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報告を必要と判断した項目を報告しなければならない。 また、本制度の運用に係る重要な変更が生じたまたは生じる場合、又は中央事務局から求めがあった場合には、遅滞なく中央事務局に報告しなければならない。	-	-
案 ⑨ 報告及び承認	中央事務局は、環境省に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、 <u>本制度の継続的改善及び普及促進のために</u> 、定期（年1回以上）又は環境省の求めるときに、以下の項目を報告しなければならない。(18, 60) a) 事業の概況及び財務状況及び組織全体の財務諸表 (18, 60) b) 本制度の中期的な事業計画 (31)及びその進捗状況 (31, 73) c) (独立した第三者による本制度に係る) 会計監査の結果 d) 運営諮問委員会に報告され、審議された重要事項及び審議の結果 (60) e) その他、環境省が報告を必要と判断したもの また、中央事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、遅滞なく環境省に報告しなければならない。(36) なお、以下の事項は環境省の承認を受けなければならない。 f) 運営諮問委員会構成員の選任案	地域事務局は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、定期（年1回以上）又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報告を必要と判断した項目を報告しなければならない。 また、地域事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、遅滞なく中央事務局に報告しなければならない。	審査人は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、定期（年1回以上）又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報告を必要と判断した項目を報告しなければならない。 また、審査人は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、遅滞なく中央事務局または地域事務局に報告しなければならない。	【確認事項】 1. ここでの会計監査は組織全体ではなく本制度に係る部分として整理	-
骨子 ⑩ 理事会	定款等に基づいて開催される理事会等の機関において、本制度の運営に関する重要事項について審議、報告及び決定する。(40)	-	-	-	-
案 ⑩ 意思決定機関による審議及び決定	中央事務局は、定款等に基づいて開催される <u>理事会等の機関意思決定機関</u> （例：理事会等）において、本制度の運営に関する重要事項について審議、報告及び決定しなければならない。(40)	-	-	【審議事項】 1. 項目名を「理事会」から「意思決定機関（例：理事会等）による審議及び決定」へ変更  【確認事項】 1. 意思決定機関における活動から「報告」活動を削除	-

【凡例】下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑩ 運営委員会	過半数の第三者等で構成される運営委員会を設置し、本制度の運営に関する重要事項を諮問する。 (41, 74) 運営委員会に諮問する重要事項:(41) ・規程類に関する事項 ・中期事業計画及び予算 ・事業計画及び予算(当該単年度)(41) ・事業報告及び決算(41) ・会計監査の結果 ・重大な苦情及び異議申立ての内容とその対応結果 ・判定委員会の選任案 ・会計監査人の選任案 ・その他、制度運営における重要事項 また、運営委員会は制度の運営に関する提言を行うことができる。	-	-	-	-
案 ⑪ 運営諮問委員会の設置	中央事務局は、過半数の第三者等で構成される運営諮問委員会を設置し、本制度の運営に関する以下の重要事項を諮問しなければならない。(41, 74) a) 規程等の策定、改訂及び廃止に関する事項 b) 中期事業計画及び予算 c) 事業計画及び予算(当該単年度)(41) d) 事業報告及び決算(41) e) (独立した第三者による本制度に係る部分の)会計監査の結果 f) 重大な異議申立て及び苦情の内容とその対応結果 g) 判定委員会の構成員の選任案 h) 会計監査人の選任案 i) その他、本制度の運営に関する重要事項 また、運営諮問委員会は制度の運営に関する提言を行うことができる。	-	-	【審議事項】 1. 項目名を「運営委員会」から「運営諮問委員会への設置」へ変更  【確認事項】 1. 規程等の「改訂及び廃止」を追加 2. ここでの会計監査は組織全体ではなく本制度に係る部分として整理	・会計監査の基準等に係る規程の策定 ・公平性担保を目的とした運営諮問委員会構成員の属性及び力量等については、規程等にて規定
骨子 ⑫ 判定委員会	過半数の第三者で構成される判定委員会を設置し、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否の判定を諮問しなければならない。(42)	-	-	-	-
案 ⑫ 判定委員会の設置及び諮問	中央事務局は、過半数の第三者で構成される判定委員会を設置し、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否の判定を諮問しなければならない。(42)	-	-	【審議事項】 1. 項目名を「判定委員会の設置及び諮問」へと変更	-

【凡例】下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション2.1ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外の 文書(例:規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑬ 情報の 公開	信頼性及び透明性を確保するために必要な活動として、以下の情報を公開する ・中央事務局が策定した規程類(107) ・審査・認証の基準及び登録状況(13) ・業務及び財務等に関する資料又はそれらに準ずる資料(定款または寄附行為、役員名簿、(社団法人の場合)社員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書貸借対照表、財産目録)(20) ・運営委員会による議論の要旨 その他、公開が求められると考えられる重要な事項	-	-	-	-
案 ⑬ 情報の 公開	中央事務局は、信頼性及び透明性を確保するため、本制度に係る以下の情報を公開しなければならない。 a) 中央事務局が策定した規程等(107) b) 審査・認証の基準及び登録状況(13) c) 業務及び財務等に関する資料又はそれらに準ずる資料 (定款又は寄附行為、役員名簿、(社団法人の場合)社員名簿、事業報告書、収支計算書、 正味財産増減計算書貸借対照表、財産目録)(20) d) 運営諮問委員会による議論の要旨 e) その他、公開が必要と考えられる重要な事項	-	-	【確認事項】 1. 「本制度に係る」部分のみの情報公開として整理 2. 「公開が求められると考えられる」を「公開が必要と考えられる」に変更	-
骨子 ⑭ 適切な 経理処理	中央事務局は、本制度に係る損益を区分し、適切に経理処理をする(59)	-	-	-	-
案 ⑭ 適切な 経理処理	中央事務局は、本制度に係る損益を区分し、適切に経理処理をしなければならない。(59)	-	-	-	-
骨子 ⑮ 文書の 管理	・中央事務局は、本ガイドラインに基づき決定された重要な事項等を適切に記録・保存する ・重要な事項とは、「環境省に報告した事項」、「運営委員会に報告・審議した事項及び審議結果」等をいう ・文書保管期間は7年	-	-	-	-
案 ⑮ 文書の 管理	中央事務局は、本制度の運営に関して決定された以下の重要な事項等を適切に記録・保存しなければならない。これらの記録の保管期間は7年とする。 a) 環境省に報告した事項 b) 運営諮問委員会で審議された事項及び審議結果 c) 判定委員会で審議された事項及び審議結果	-	-	【審議事項】 1. 判定委員会に係る文書整理を追加 【確認事項】 1. 「本ガイドラインに基づき決定された」を「本制度の運営に関して決定された」に改訂 2. 運営諮問委員会に「報告・審議」を「諮問し、審議された」に改訂	-

【凡例】 下線：現行版ガイドラインになく、新規追加・改訂された部分、AAA：案において、骨子より新規追加・改訂された部分（数字）：参考資料1（現行版ガイドライン第2章）の行数

標題	改訂版エコアクション21ガイドライン			論点及び特記事項 (審議/確認のポイント)	ガイドライン以外 の文書 (例：規程等)
	中央事務局	地域事務局	審査人		
骨子 ⑥ 異議申立て ・ 苦情処理等	<p>・ EA21 の認証・登録事業者及び EA21 の認証・登録を希望する事業者等が、本制度に係る異議、苦情及び不正行為・違反行為を、中央事務局に報告するための手段を整備し、記録し、適切に対応する (15, 64)</p> <p>・ 制度に係る重要な異議申立て・苦情等については、<u>運営委員会に諮る</u> (15)</p> <p>本手段の整備・運用にあたっては、<u>通報者が不利益を被らないようにする</u> (15)</p>	—	—	—	—
案 ⑥ 異議申立て 及び 苦情 対応等	<p>中央事務局は、エコアクション21の認証・登録事業者及びエコアクション21の認証・登録を希望する事業者等が、中央事務局に本制度に係る異議・苦情を申し立て、又は不正行為・違反行為等を通報するための手段を整備し、記録し、適切に対応しなければならない。(15, 64)</p> <p>また、制度に係る重要な異議申立て・苦情等については、<u>運営委員会に諮る</u> (15)。</p> <p>本手段の整備・運用にあたっては、<u>通報者等が不利益を被らないようにしなければならない</u>。(15)</p>	—	—	<p>【審議事項】</p> <p>1. 運営諮問委員会の活動に記載のある活動は、重複を避けるため削除</p> <p>【確認事項】</p> <p>2. 「報告」を「通報」に変更</p>	苦情対応規程の策定